

## 令和7年度芽室町議会基本条例検証シート集計表

**【検証結果の基準】**

- ① 条文に従いこれまでどおり取り組む
- ② 改善・拡充に向け新たに取組を検討
- ③ 今回の検証をもとに条文を改正
- ④ 条文の表現や字句を整理
- ⑤ その他

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
前文	12	3	0	1	0	<p>地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。</p> <p>芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。</p> <p>また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適度な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。</p> <p>議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。</p> <p>よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。</p>		
	(記述)							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月1回程度、夜間に議会窓口（相談、意見徴収期間）を議員数名交代制で設置する。</li> <li>・ 議会基本条例制定から13年目を迎える。この間地方議会を取り巻く環境は大きく変化しました。前文は議会としての存在意義、理念、覚悟を町民に示す宣言でもあったと考えます。改正ありきではなく、前向きに検討する作業も必要。</li> <li>・ 「分かりやすい議会」の実現に向けた取組が進展する中で、ICTの活用や若者世代の参加促進、議会活動の可視化をより明確に位置付けるため、SNSや動画配信等を活用した情報発信の強化を図る旨を前文に反映することを検討する。</li> </ul>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>③</li> <li>・ いまの時代に即した表現について検証してはどうか。 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主権者教育・政治参加の促進</li> <li>・ 持続可能な議会・地域社会</li> </ul> </li> <li>④ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な担い手の確保</li> <li>・ 対話と熟議</li> <li>・ 将来世代への責任</li> </ul> </li> <li>など</li> </ul>							

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
	⑤							
第1条 目的	16	0	0	0	0	この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
⑤								
第2条 基本理念	16	0	0	0	0	議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。	・政策サイクルの構築については課題の共有ができていますので引き続き取り組む。	
	(記述)							
	②							
	③							
④								
⑤								
15	1	0	0	0	3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。	・一部修正等の仕組み。 (一部疑問な事項でも全体決議としてみ見逃す) ・今年度議運では先進事務調査に行っているため引き続き決算審査からの政策サイクル構築にも取り組む。		
(記述)								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
						② ・予算・決算特別委員会で。各款ごとに一旦休憩し、自由討議をし、一部修正等を見出し、その後の手続きを決める。		
						③		
						④		
						⑤		
	16	0	0	0	0	4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。		
	(記述)					②		
						③		
					④			
					⑤			
					議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な 議会運営のもとに、次の活動を行います。			
16	0	0	0	0	(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。			
(記述)					②			
					③			
					④			
					⑤			
15	1	0	0	0	(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。	・町民意思と施策・事業内容・目的等の乖離。		
(記述)					② ・町民に真の情報公開を模索する。			

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果	
	①	②	③	④	⑤				
第3条 議会の 活動原則	③								
	④								
	⑤								
	15	1	0	0	0	(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。	・議員同士の討議で、相手の意見を否定することが難しい。		
	(記述)								
	② ・討議にディベート要素を入れる								
	③								
	④								
	⑤								
	16	0	0	0	0	(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。			
(記述)									
②									
③									
④									
⑤									
/					芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。			/	
16	0	0	0	0	(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。				
(記述)									
②									
③									
④									

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第4条 委員会 及び委 員長の 活動原則					⑤			
	16	0	0	0	0	(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。		
(記述)								
②								
③								
④								
⑤								
					議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。			

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果	
	①	②	③	④	⑤				
第 5 条 議長及び議員 の活動 原則	16	0	0	0	0	(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。			
	(記述)								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	16	0	0	0	0	(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。			
	(記述)								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	16	0	0	0	0	(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			
	(記述)								
	②								
	③								
④									
⑤									
16	0	0	0	0	(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。				
(記述)									

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
	②							
	③							
	④							
	⑤							
第 6 条 議員研 修の充 実強化	16	0	0	0	0	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	14	2	0	0	0	2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。	・アドバイザー等大学教授に偏っている。	
(記述)								
② ・より実践的な活動をする民間人をアドバイザーとする。 ・座学のみならず現地研修や体験型研修も取り入れる。（例として災害時訓練やファシリテーター訓練）								
③								
④								
⑤								
第 7 条 議員の 政治倫 理	16	0	0	0	0	議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
	⑤							
第 8 条 町民参加及び 町民との連携	13	3	0	0	0	<p>議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の意思を的確に把握することの拡充。</li> <li>・広報活動に取り組んでいるが町民に情報が十分届いていない状況がある。</li> </ul>	
	(記述)							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回程度、夜間に議会窓口（相談、意見徴収期間）を議員数名交代制で設置する。</li> <li>・議会ナビの発行や高校生との模擬議会の実施、議会モニター制度の運用など町民参加の取組は進展しているものの、これらをより持続的かつ体系的な制度として位置付ける必要があることから、町民参加の具体的手法として情報発信の充実、若者世代との対話機会の確保及びモニター制度の機能強化を明確化することを検討する。</li> <li>・アウトリーチ（議会カフェなど）での公聴活動を検討する。</li> </ul>							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	<p>2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。</p>		
	(記述)							
	②							
	③							
④								
⑤								
14	2	0	0	0	<p>3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで公聴会制度を運用して事例はない。</li> </ul>		
(記述)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会制度の活用実績はないが運用方法などの具体的取り決めは作成すべき。</li> <li>・今後は必要に応じ制度の運用を検討する。</li> </ul>								
③								
④								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
	⑤							
	16	0	0	0	0	4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	13	3	0	0	0	5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。		
	(記述)							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条文に関連する実施規定の検証。</li> <li>② 議会報告と意見交換会は毎年開催しているものの参加者層が固定化する傾向が見られることから、若者世代を対象とした特化回の設定やテーマ別分科会方式の導入、オンライン併用による参加機会の拡充など、多様な町民が参画しやすい開催手法への改善を検討する。</li> <li>・ 地域フォーラムのありかたを確認 実施時期、会場の設定。</li> </ul>							
	③							
	④							
	⑤							
	15	1	0	0	0	議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。	・ 広報手段としての「議会だより」は年齢層を問わず重要な媒体。	
	(記述)							
	② ・ 読まれる「議会だより」をさらに目指し、検証を進める。若年層の声をどう生かしていくか。							
	③							

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果			
	①	②	③	④	⑤						
第9条 議会広報の充 実	④					2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報を読む・ホームページを見ている町民の数を把握していない。</li> <li>・ 議会広報活動が町民に伝わっていない部分がある。</li> <li>・ SNS運用については高校生などからも改善の意見がある。</li> </ul>				
	⑤										
	11	5	0	0	0						
	(記述)										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だより及びホームページを見る町民の頻度のアンケート及び必要な情報の意見を聞き、新たな議会だよりのあり方を検討する。</li> <li>・ 広報広聴委員会等の検討。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 情報通信技術の進展により情報取得手段が多様化する中、従来の紙媒体中心の広報に加え、ショート動画の活用や政策論点の図解化、AI字幕等による視認性の向上、若年層を意識したコンテンツ発信などを通じて、より多くの町民に届く議会広報へと発展させる取組を検討する。</li> <li>・ 委員会会議録についてはICTの活用により議員及び説明員の発言等をもう少し詳しく記載すべき。</li> <li>・ 限られた事務局の人的資源ではあるが、町民が情報を得やすい発信手法について引き続き検討する。</li> </ul>										
③					議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。						
④											
⑤											
(記述)											
②											
③											
④											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (議会白書、議会の自己評価)とあるが、「自己評価」の捉えについていつも課題になるため整理が必要。「議会の活動評価」等と文言を改めたほうがわかりやすい。</li> </ul>											
⑤											

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第10条 議会白書、議会の自己評価	12	2	1	1	0	2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が読みにくい。 (画一的な内容…ページ数が多い)</li> <li>・興味を持つキャッチ的な項目見出しが必要。</li> </ul>	
	(記述)							
	② ・議会白書及び自己評価が形式的な報告にとどまらないよう、議会活動の実効性を客観的に検証する観点から、KPIの設定や数値化による評価手法を導入し、自由討議の実施回数、議員提出議案数、町民参加事業の実施件数等を具体的指標として明示する仕組みの構築を検討する。 ・先進地議会の取り組みを参考にする。							
	③ ・議会白書2年ごとで							
	④ ・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくい。2項と3項については文言整理が必要と思う。							
	⑤							
	14	1	0	1	0	3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。		
	(記述)							
	② ・自己評価の意義を町民に理解してもらうための検証。							
	③							
④ ・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくい。2項と3項については文言整理が必要と思う。								
⑤								
16	0	0	0	0	4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。			
(記述)								
②								
③								
④								
⑤								
16	0	0	0	0	町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。			

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第11条 町長等 と議 会、議 員の間 係	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	15	1	0	0	0	3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終了することなく、討議による政策論争を展開します。		
(記述)								
② ・政策論争を展開するにあたっては一般質問の時期と日程の再考を検討すべき。								
③								
④								
⑤								
15	1	0	0	0	4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。	・質疑・答弁が重複することがある。		
(記述)								
② ・無駄な議論を避け、政策討議とするため、答弁書は2日前に質問者に提出する（些細な変更は認める）。								
③								
④								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
	16	0	0	0	0	5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第12条 政策形 成過程 等	15	1	0	0	0	<p>議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。</p> <p>(1) 政策等の発生源  (2) 検討した他の政策等の内容  (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討  (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け  (5) 関係ある法令及び条例等  (6) 政策等の実施に関わる財源措置  (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算</p>		
	(記述)							
	② ・予算・決算での⑤の資料に、新規事業等の、(1)から(7)の記載を義務付ける。							
	③							
	④							
⑤								
第12条 政策形 成過程 等	15	1	0	0	0	<p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。</p>	・論点、争点の共有。	
	(記述)							
	② ・重要な塩飽における論点、争点を、事前に明確にし、共有する仕組みをつくる。							
	③							
	④							
⑤								
第12条 政策形 成過程 等	14	2	0	0	0	<p>議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。</p>		
	(記述)							
	② ・決算審査後の議員間討議、必要の応じた政策提言など、10月に実施した議運の先進事務調査の成果を議会活動に反映してく。 ・政策サイクルの在り方について協議。							
	③							
	④							
⑤								

評価の

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第13条 町画の 実施	14	2	0	0	0	2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。		
	(記述)							
	② ・決算審査後の議員間討議、必要の応じた政策提言など、10月に実施した議運の先進事務調査の成果を議会活動に反映してく。 ・政策サイクルの在り方について協議。							
	③							
	④							
⑤								
	9	2	5	0	0	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。 (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町都市計画マスタープラン		
	(記述)							
② ・芽室公園再整備基本計画は、多額の財政支出と将来にわたる維持管理費を伴い、本町の都市機能及びまちづくりの方向性に大きな影響を及ぼす重要政策であることから、議会の議決責任をより明確にする観点に立ち、第14条第1項の議決事項に「芽室公園再整備基本計画」を追加する改正を検討する。 ・他自治体事例を参考にし、他に議決が必要な案件（町の計画）がないか検証する。								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第14条 議決事 項の拡 大						<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、パークPFI手法を含む芽室公園再整備構想の策定が進められている。委員会調査においては、構想段階では具体的な事業費は示されず、今後の計画策定段階で明らかになるとの説明があった。</li> <li>特に、パークPFIは民間活力の導入という新たな手法を用いるものであり、初期投資のみならず維持管理費、収支見通し、リスク分担なども含めた総合的な検証が求められる。これは単なる施設整備ではなく、町の将来に影響を及ぼす政策判断である。</li> <li>過去の新嵐山における事業の経過を踏まえれば、個別判断の積み重ねの結果として全体像が見えにくくなり、結果的に大きな財政負担を生じさせることのないよう、制度的な歯止めを講じる必要がある。同じ轍を踏まないためにも、構想段階から議会が全体計画に関与し、議決責任を明確に果たす仕組みを整えるべきである。</li> </ul>		
						<p>③ よって、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件として、芽室公園再整備計画を新たに位置付けることを検討すべきと考える。</p> <p>しかしながら、公園全体の再整備に係る総事業費や将来的な財政負担の全体像が示されないまま、個別の整備事業費のみが単年度ごとに提示される形では、議会として総合的・中長期的な観点から適切な判断を行うことは困難である。事業を構成する個別事業の可否だけでなく、全体構想として妥当か、財政規律との整合が図られているか、将来世代への負担が適正かといった観点からの審査が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「芽室公園再整備基本計画」は、多額の経費が見込まれることから、議決事項とする改正が必要と考えます。</li> <li>・大規模プロジェクト案件については議決事件として追加すべき。</li> <li>・議会として、監視機能を強化するための議決事項の拡大は重要。議会内での協議は早急を実施すべき。</li> <li>・議決事項の検証と改正が必要。</li> </ul>		
						④		
					⑤			
第15条 文書質問	16	0	0	0	0	議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
15	1	0	0	0	0	2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。		
(記述)								
② ・文書質問の議会だよりにおける公表の在り方について協議が必要。								
③								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果		
	①	②	③	④	⑤					
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0				3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。	
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	14	2	0	0	0				議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。	・討議に参加しにくい。
	(記述)									
	②								・自由討議は委員会ごとに分けるなど、積極的に意見を述べ合う仕組みが必要。 ・自由討議手法の改善や本会議での自由討議なども検討する。	
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0				2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。	
	(記述)									
②										
③										
④										
⑤										

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第16条 自由討 議によ る合意 形成	15	1	0	0	0	3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。		
	(記述)							
	② ・自由討議に参加または発言できるかどうかは検討すべき。							
	③							
	④							
	⑤							
	15	1	0	0	0	4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。		
	(記述)							
	② ・自由討議を可能な限り会議中に行う。							
	③							
	④							
	⑤							
15	1	0	0	0	5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。	・簡素的な仕組みの構築が必要。		
(記述)								
② ・事務局の役割強化。								
③								
④								
⑤								
14	2	0	0	0	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します	・今期はまだ実践事例がない。		
(記述)								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果	
	①	②	③	④	⑤				
第17条						②	・政策討論会開催の必要性について共通認識を持ち、年間の委員会スケジュールに組み込む。 ・政策討論会の意義の確認が必要。		
						③			
						④			
						⑤			
		15	1	0	0	0	2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。	・論点が分かりにくく、共有ができていない。	
	(記述)					②	・事前に論点を、明確に短文で整理し伝える仕組みの構築。		
					③				
					④				
					⑤				
第18条	16	0	0	0	0	議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。			
	(記述)					②			
						③			
						④			
						⑤			
		15	0	0	1	0	2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。		
(記述)					②				
					③				
					④	・条文の「より円滑な議会運営」とは、どのような意味を持つのか。今一度確認が必要。			
					⑤				

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
	16	0	0	0	0	3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
⑤								
第19条 議長、副議長志願者の所信表明	16	0	0	0	0	議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
⑤								
第20条 附属機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で 構成する附属機関を設置します。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。		
(記述)								
②								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果	
	①	②	③	④	⑤				
第21条 調査機 関の設 置									
		16	0	0	0	0	議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。		
		(記述)							
		②							
		③							
		④							
		⑤							
		16	0	0	0	0	2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。		
		(記述)							
		②							
		③							
	④								
	⑤								
	16	0	0	0	0	3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。			
	(記述)								
	②								
	③								
	④								
	⑤								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第22条 議会事務局の 体制整備	16	0	0	0	0	議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	14	1	0	1	0	2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ 効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。	・ 条例・修正・意見書作成する余裕がない。	
	(記述)							
	② ・ 事務局体制の強化、人員増、条例・修正・意見書作成の仕組みづくり。							
	③							
④ ・ 「なお、当分の間は、」の文言は実態を踏まえると削除しても良い。								
⑤								
16	0	0	0	0	3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。			
(記述)								
②								
③								
④								
⑤								
15	1	0	0	0	議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。			
(記述)								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第23条 議会図書室の 充実						② ・管理規定や蔵書目録がはっきりしていない。		
						③		
						④		
						⑤		
	14	1	0	1	0	2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。	・今年度、町民に向けた議会の取り組みの資料提示があった。	
	(記述)							
						② ・更なる議会図書室の活用の検証。		
						③		
						④ ・字句の整理が必要と感じる。		
						⑤		
	15	1	0	0	0	議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。	・「定数・報酬」に関する意見交換会において議会の活動が見えないとの指摘があった。	
	(記述)							
						② ・「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指すという条例前文の重要性の検証。		
						③		
						④		
						⑤		
	16	0	0	0	0	2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。		
	(記述)							
						②		
						③		
					④			
					⑤			

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第24条 議会改革及び 活性化の推進	16	0	0	0	0	3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。		
	(記述)							
	②							
	③							
④								
⑤								
15	1	0	0	0	5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。	・核心的な意見を抽出が難しい。		
(記述)								
② ・明確なテーマを設定し、モニターのみで議論する場をつくり、役割分担も同様に議論結果をもとに、議員とモニターとの議論の場を設ける。								
③								
④								
⑤								
14	1	0	1	0	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。			
(記述)								
② ・定期訓練実施規定の追加を検討。								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果	
	①	②	③	④	⑤				
第25条	災害時 の対応	③							
		④ ・ 条文整理が必要か？BCP計画に応じた行動。							
		⑤							
		15	0	0	1	0	2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。		
		(記述)							
		②							
		③							
④ ・ 議長→議会災害時対応基本計画									
⑤									
第26条	通年議 会	16	0	0	0	0	議会は、第24条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。		
		(記述)							
		②							
		③							
		④							
		⑤							
		16	0	0	0	0	2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます		
(記述)									
②									
③									
④									
⑤									

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果	
	①	②	③	④	⑤				
第27条 議会運 営の原 則	16	0	0	0	0	議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。			
	(記述)								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	15	1	0	0	0	2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。			
	(記述)								
	② ・資料の提供媒体は紙資料のみならずタブレット貸与などの検討も必要。								
	③								
	④								
	⑤								
14	2	0	0	0	3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。	・会議の運営手法が共有されていない。			
(記述)									
② ・ロバート議事法の研修が必要。 ・委員会における休憩時間及び理由は示されることが少なく条文どおり説明する必要がある。									
③									
④									
⑤									
15	0	1	0	0	法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。				
(記述)									



条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第29条 報酬等	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期するため、報酬の標準率又は報酬額を示します。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	15	0	0	0	1	3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。	・参考人制度及び公聴会制度は活用しなかった。	
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
16	0	0	0	0	4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。			
(記述)								
②								
③								
④								
⑤								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第30条 最高規 範性	16	0	0	0	0	この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	2 議会及び議員は、この条例を遵守します。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	16	0	0	0	0	3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。		
	(記述)							
	②							
③								
④								
⑤								
15	1	0	0	0	議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。			
(記述)								

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	分析結果
	①	②	③	④	⑤			
第31条 検証及 び見直 し手続						② ・条例の検証が形式的な自己点検にとどまることのないよう、客観性と実効性を高める観点から、外部評価の導入や議会モニターの意見との連動などを取り入れた検証手法の充実を図ることを検討する。		
						③		
						④		
						⑤		
	16	0	0	0	0	2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。		
	(記述)							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
16	0	0	0	0	3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。			
(記述)								
②								
③								
④								
⑤								